

196 新学士採用に関する件に付通牒

〔昭和八年一月〕

(注記2)

閣甲第一号属	起	昭和八年一月十六日
案	昭和八年一月十六日	
内閣書記官長	(横田)	
内閣書記官	(横田)	
裁可	年月日	(注記1)
決定	(八)年(一)月(十六)日	施行
	年月日	

案 (一)

(加筆・朱書) (加筆・朱書) (加筆・朱書)

〔昭和八〕年〔一〕月〔十六〕日

内閣官房総務課長

(注記3)

内閣官房記録會計兩課長

内閣恩給統計印刷各局長

法制資源兩局長官

賞勲局総裁

宛 (各通)

新学士採用ニ関スル件

本日ノ次官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通申合有之候条依命此
段及通牒候

記

近ク卒業スベキ新学士ヲ各庁事務部内ニ採用スルニ付テハ卒業後其ノ成績ヲ見テ詮衡採用スルコトニ統一スルコト

案 (二)
〔加筆・朱書〕年〔加筆・朱書〕月〔加筆・朱書〕日
〔昭和八〕年〔一〕月〔十六〕日

内閣書記官長

會計検査院長

貴衆両院書記官長

行政裁判所長官

枢密院書記官長

宛 (各通)

新学士採用ニ関スル件

本日ノ次官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通申合有之候条為念及
通牒候

記

案(一)ニ同ジ

閣甲第一号
起 昭和八年(ママ)十月十六日
案 起
裁可 年月日施
決定 年月日行
年月日

内閣書記官長(案用)

内閣書記官(横標)

八年一月十六日

内閣書記官長

各省委官宛

新学士採用ニ関スル件

本日ノ次官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通申合有之候

記

近ク卒業スベキ新学士ヲ各庁事務部内ニ採用スルニ付テハ卒業後其ノ成績ヲ見テ詮衡採用スルコトニ統一スルコト

〔注記1〕
〔加筆〕
〔注記2〕
〔通〕
〔注記3〕
〔朱書〕
〔簿冊内件名番号〕

〔昭和八年 公文雜纂 内閣一 卷一〕
〔2A.14. 2016〕